

徳島県告示第百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和七年三月十日徳島県議会の議決を経た令和六年度徳島県一般会計補正予算（第九号）及び令和六年度徳島県各種特別会計補正予算並びに令和七年度徳島県一般会計予算及び令和七年度徳島県各種特別会計予算並びに令和七年度徳島県一般会計補正予算（第一号）の要領を次のとおり公表する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）